

新公立病院改革プランについて

1. 概要

- ・ 平成 27 年 3 月 31 日付け総財準第 59 号総務省自治財政局長通知
- ・ 新公立病院改革ガイドラインを策定
- ・ 各地方公共団体は、ガイドラインを踏まえ新公立病院改革プランを策定すること
- ・ 地方独立行政法人法に基づき中期計画を策定している場合は、ガイドラインにおいて要請している事項のうち不足している部分を追加又は別途策定することで足りるもの
- ・ 新公立病院改革プランは、平成 27 年度又は平成 28 年度中に策定すること
- ・ 新公立病院改革プランは、平成 32 年度までの期間を対象とすること

2. 新公立病院改革プランの記載事項

(1) 地域医療構想を踏まえた役割の明確化

① 地域医療構想を踏まえた当該病院の果たすべき役割

地域医療構想で示される病床機能区分ごとの将来の病床数の必要量と整合性のとれた形で、当該病院の将来の病床機能のあり方を示すこと。

具体的な将来像は平成 37 年における将来像をいい、新改革プランでは、その将来像の実現に資する途中段階の取組を示すこと。

② 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割

地域包括ケアシステム構築に向けて果たすべき役割を明らかにすること。

(大規模病院にあっては、緊急時における後方病床の確保や人材育成など、病院の特性に応じた果たすべき役割について明らかにすること。)

③ 一般会計負担の考え方

地域医療の確保のために果たすべき役割を明らかにした上で、これに対応して一般会計が負担すべき経費の範囲についての考え方及び一般会計等負担金の算定基準（繰出基準）を記載すること。

④ 医療機能等指標に係る数値目標の設定

その果たすべき役割に沿った医療機能を発揮しているかを検証する観点から、適切な医療機能等指標について、数値目標を設定すること。

(例) 救急患者数、手術件数、臨床研修医の受入件数、医師派遣等件数、紹介率・逆紹介率、訪問診療・看護件数、在宅復帰率、リハビリ件数、分娩件数、クリニックパス件数、患者満足度、医療相談件数など

⑤ 住民の理解

医療機能の見直しにあたっては、住民の理解が必要であり、そのための取組みを行うこと。

(2) 経営の効率化

① 経営指標に係る数値目標の設定

経常収支比率・医業収支比率に加え、自らの経営上の課題を分析し課題解決の手段としてふさわしい事項について、平成 32 年度末時点における数値目標を定めること。

1) 収支改善にかかるもの

経常収支比率、医業収支比率、修正医業収支比率、不良債務比率、資金不足比率、累積欠損金比率 など

2) 経費削減にかかるもの

材料費・医薬品・委託費・職員給与費・減価償却費などの対医業収支比率、医薬材料費の一括購入による〇%削減、100 床当たり職員数、後発医薬品の使用割合 など

3) 収入確保にかかるもの

1 日当たり入院・外来患者数、入院・外来患者 1 人当たり診療収入、医師（看護師）1 人当たり入院・外来診療収入、病床利用率、平均在院日数、DPC 機能評価係数など診療報酬に関する指標 など

4) 経営の安定性にかかるもの

医師数、純資産の額、現金保有残高、企業債残高 など

○経営の効率化にかかる目標数値例（主な経営指標にかかる全国平均値の状況：平成 25 年度）

		経常収支比率	医業収支比率	職員給与費対医業収益	材料費対医業収益	うち薬品費対医業収益	減価償却費対医業収益	委託料対医業収益	病床利用率
計	民間病院	103.5%	103.3%	53.5%	22.2%	12.1%	4.5%	6.4%	76.2%
	公的病院（自治体以外）	100.0%	100.0%	51.6%	27.0%	17.2%	6.0%	6.3%	75.6%
	公立病院（黒字病院）	103.3%	98.2%	48.8%	24.4%	12.5%	6.7%	9.4%	79.2%
	公立病院（上位 1/2）	103.1%	97.2%	49.2%	24.3%	12.4%	6.7%	9.6%	79.1%
	公立病院（一般病院全体）	99.8%	93.8%	51.9%	23.6%	12.0%	7.8%	9.8%	75.0%

※病床数 500 床以上の病院の平均値

※公立病院の病床利用率は一般病床の利用率

※出典：平成 27 年 3 月 31 日付総財準第 59 号総務省自治財政局長通知「公立病院改革の推進について（通知）」

② 経常収支比率に係る目標設定の考え方

対象期間中に経常黒字化する数値目標を定めるべき。著しく困難な場合は、経常黒字化を目指す時期及びその道筋を明らかにすること。

③ 目標達成に向けた具体的な取組

数値目標の達成に向けて、具体的にどのような取組をどの時期に行うこととするのかを明記すること。経営の効率化にあたっては、特に以下の点に留意すべき。

- 1) 医師等の人材の確保・育成
- 2) 経営感覚に富む人材の登用及び事務職員の人材開発の強化
- 3) 民間病院との比較
- 4) 施設・設備整備費の抑制等

5) 病床利用率が特に低水準である病院における取組

④ 新改革プラン対象期間中の各年度の収支計画等

上記取組を前提として、対象期間中の各年度の収支計画及び目標数値の見通し等を掲げること。

収支計画は、診療報酬の改定等、経営環境の変化を踏まえ、必要な見直しを行うこと。

(3) 再編・ネットワーク化

① 再編・ネットワーク化に係る計画の明記

地域医療構想との整合性を図り、二次医療圏又は構想区域等の単位で予定される公立病院等の再編・ネットワーク化の概要と当該公立病院が講じるべき具体的な措置について、その実施予定時期を含めて記載する。

② 取組病院の更なる拡大

(該当項目なし)

③ 再編・ネットワーク化に係る留意事項

二次医療圏等の単位での経営主体の統合の推進、医師派遣等に係る拠点機能を有する病院整備、病院機能の再編成には特に留意し、計画の策定にあたること。

(4) 経営形態の見直し

① 経営形態の見直しに係る計画の明記

既に経営形態の見直しに取り組んでいる場合には、現在の取組状況や成果を検証し、更なる見直しの必要性について検討する。